

## 関東森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記の樹木採取区の指定に当たり、次のとおり案を縦覧に供します。

なお、樹木採取区の案について、縦覧期間中関東森林管理局長に意見を提出することができます。

令和 3 年 7 月 2 7 日  
関東森林管理局長

### 1 縦覧に供する樹木採取区の案

#### (1) 樹木採取区の名称

関東 1 茨城徳田樹木採取区

#### (2) 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

#### (3) 樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 2 6 1 . 1 5 ha

採取可能面積 1 5 3 . 2 3 ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 3 年 3 月 3 1 日時点）の小班面積及び国有林 GIS の計測（令和 3 年 3 月 3 0 日時点）による。

#### (4) 区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

### 2 縦覧場所

#### (1) 関東森林管理局及び茨城森林管理署の庁舎において縦覧に供します。

（ただし土、日、祝日等の行政機関の休日は終日縦覧できません）

関東森林管理局（群馬県前橋市岩神町 4-16-25）

開庁時間：午前 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

（昼休み 12 時 00 分から 13 時 00 分まで）

茨城森林管理署（茨城県水戸市笠原町 978-7）

開庁時間：午前 8 時 15 分から 17 時 00 分まで

（昼休み 12 時 00 分から 13 時 00 分まで）

#### (2) 関東森林管理局ホームページで公表します。

（URL：<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>）

### 3 縦覧期間

令和3年7月28日（水曜日）から令和3年8月26日（木曜日）まで

### 4 意見書の提出

樹木採取区の案に意見がある者は、次に定めるところにより、関東森林管理局長に対し、理由を付して、意見書を提出することができます。

#### (1) 提出先

〒371-8508

群馬県前橋市岩神町 4-16-25

関東森林管理局長（関東森林管理局総務企画部企画調整課扱い）あて

FAX：027-210-1154

E-mail：kanto\_jumoku@maff.go.jp

#### (2) 提出期限

令和3年8月26日（木曜日）17時まで必着

#### (3) 意見書の記載事項

ア 意見提出者の氏名、住所、電話番号（法人その他の団体は、その名称、代表者  
氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）

イ 意見の具体的内容及びその理由

なお、意見は日本語でお願いします。

#### (4) 意見書の提出方法

郵送又はFAX及びメールによる提出

#### (5) 意見の取扱い

いただいた意見は、樹木採取権者公募時の参考とさせていただきます。

また、意見提出期限後、意見の要旨及び処理結果を公表いたします。

なお、意見をいただいた方の氏名等は公表いたしません。

#### (6) その他

お問い合わせは、関東森林管理局企画調整課 企画官（長期安定供給担当）

（電話：027-210-1150 企画調整課直通）

### 5 参考情報

(1) 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案  
10年程度

(2) 森林資源の状況（令和3年3月31日現在）  
別紙3のとおり。

(3) 林道等の状況（令和3年1月29日現在）  
別紙4のとおり。